

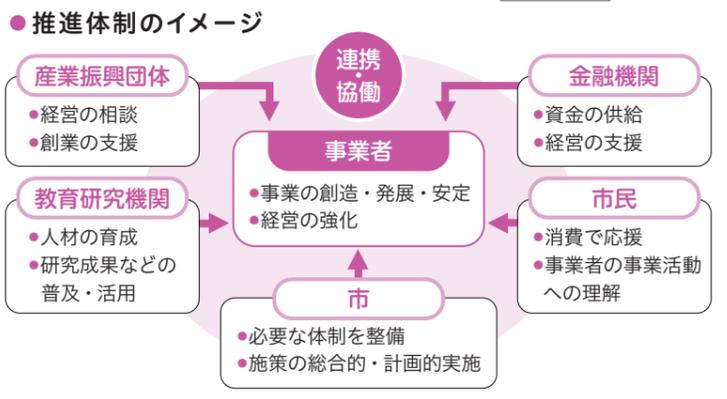
もっと もっと 活気にあふれ 魅力あふれるまちを目指します

市では、産業振興に関する施策の推進を通じ、本市経済の発展と市民生活の向上を目指すことを目的として「草津市産業振興条例」を制定するとともに、その実行計画として「草津市産業振興計画」を策定しました。
問 商工観光労政課(4階) ☎561-2351・2352、FAX561-2486



草津市産業振興条例を制定しました

市における産業振興の基本理念を定め、産業振興に関わる各主体の役割を明確にし、産業振興に関する施策を総合的に推進していきます。



3つの基本理念

- ① 新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造します
- ② 事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とします
- ③ 各主体が役割を果たしながら、相互の密な連携および協働のもとで推進します

草津市産業振興計画を策定しました

産業振興の目指すべき姿を『持続可能な未来に向けて新たな価値を生み出す人が交わり・魅力あふれるまち 草津』と設定しました。この目指すべき姿の実現に向けて、10年後のイメージを具体的に提示し、共有しながら取り組んでいきます。

目指すべき姿のイメージ

- 事業者は社会・経済情勢の変化に適応しながら、持続可能な経営を行っています
- 住みやすく働きやすいまちになり、多様な人材が活躍できる環境が整っています
- 事業者・市民は、社会課題を自身の課題として受け止め、責任を持って行動します
- 若い世代が希望する働き方を選択できるまちとなっています
- 各主体が連携・協力し、新たな価値を創造する産業や社会課題の解決につながる産業が生まれています



目指すべき姿

持続可能な未来に向けて
新たな価値を生み出す
人が交わり・魅力あふれるまち 草津

目指すべき姿を実現するための3つの戦略

戦略1	イノベーションの創出支援	・創業・第二創業の促進 ・スタートアップ企業などの集積促進 ・多様な主体との連携の促進
戦略2	経営基盤の強化支援	・関係機関などとの連携によるサポート体制の強化 ・多様な人材の活躍促進 ・DXの実現に向けたデジタル化の促進 ・戦略的な企業立地・集積の促進
戦略3	活気に満ちたまちの構築と承継	・ゼロカーボンシティの推進 ・観光地域づくりを通じた地域の魅力向上 ・地域特性を生かした産業の活性化

重点取組 草津市ビジネスサポートセンターを設置します

新しい事業として、草津商工会議所内に「草津ビジネスサポートセンター」を設置する予定です。創業希望者や中小企業などが抱えるビジネス上の課題をワンストップで相談できる他、創業セミナーの開催や創業機運醸成に向けたイベントの企画、事業者同士のビジネスマッチング支援などにも取り組みます。

10月診療分から



子ども医療費助成の対象を高校生等まで拡大します



市では一層の子育て世帯等の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費助成の対象を高校生等(18歳の年度末)まで拡大します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- 対象者
市に住民票がある中学生、高校生等(今年度中に13~18歳になる人)。学校などへの在学や婚姻・就労の有無は問いません。ただし、生活保護を受けている人、他の福祉医療助成(障害、ひとり親家庭)を受けている人は対象外です。

	小学生	中学生	高校生等
これまで	通院医療費と入院医療費を助成(受給券あり)	入院医療費のみ助成(受給券なし)	助成なし
10月から	通院医療費と入院医療費を助成(受給券あり)		

- 自己負担金
保険診療の一部負担金(3割)の全部か一部を助成します。助成を受けるには受給券が必要ですので申請してください。

通院	医療機関ごとに月500円 ・同一医療機関でも歯科は別計算 ・院外調剤薬局は自己負担金なし
入院	自己負担金なし



- 申 上記の対象者(今年度中に13~18歳になる人)が助成を受けるためには申請が必要です
8月中旬に、対象者および保護者に受給券の交付申請書を送付します。9月8日(金)(必着)までに、必要事項を書き、対象者の健康保険証の写しを添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。受給券は9月中に送付します
- 他・小学1~6年生には、有効期限を18歳の年度末まで延長した受給券を、10月以降に送付します(申請不要)
・受給券は県内のみ有効です。県外で受診した場合は、いったん保険診療の自己負担分(3割)を支払ってください。領収書などを持参し、保険年金課へ申請すると、後日払い戻しをします

申・問 保険年金課(1階) ☎561-6975、FAX561-2480

住民税非課税世帯重点支援給付金の受付を開始しています



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税非課税世帯等)に対して、1世帯当たり3万円を支給します。

対 基準日(令和5年6月1日)に、市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

※今年度は、家計急変世帯への支給は実施しません

申 ●申請期限 10月31日(火)まで(消印有効)
支給要件に該当する可能性がある世帯に市から「確認書」か「申請書」のいずれかを7月10日に送付しました。必要事項を書いて、返送してください。窓口でも申請ができます

申・問 人とくらしのサポートセンター(2階)(重点支援給付金担当) ☎561-0189、FAX561-2482

